

災害の時、避難に助けが必要な人がいます

- ◆ひとり暮らしの高齢者
- ◆介護を必要とする人（おおむね要介護度3以上の人や重度の障害者）
- ◆小学生以下の子どもがいるひとり親世帯で安否確認が必要な人
- ◆コミュニケーションが十分にできない外国人 など

→ **災害時要援護者**

東日本大震災では死亡者のうち約6割が65歳以上の高齢者であったと推計されていますが、災害時要援護者名簿の活用により、要援護者の命を救えた事例も多数報告されています。

市では、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、1人ひとりに対して誰がどのようにして避難支援を行うのかをあらかじめ定めた個別支援計画の作成を進めています。また、平時から地域と要援護者の情報を共有し、地域において支援できる体制づくりを目指しています。

支援体制の構築には、地域の皆さんの協力が必要不可欠です。余力のある範囲で要援護者への支援にご協力をお願いします。



▲災害時要援護者の避難を想定した訓練の様子

災害時要援護者台帳への登録を

市では、要援護者の人を対象に、「災害時要援護者台帳」への登録を案内しています。

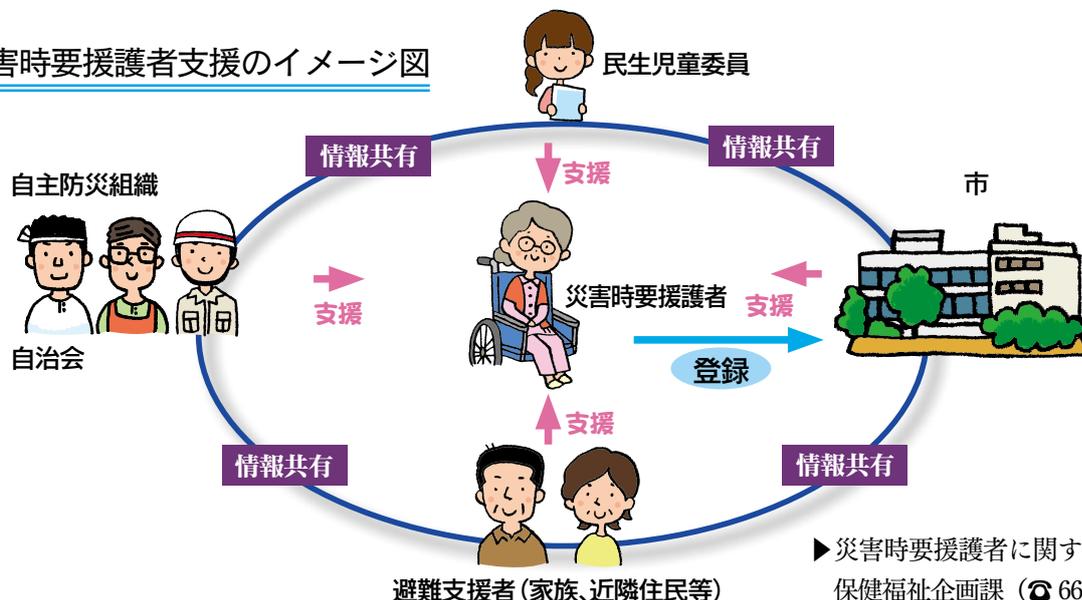
登録をすると、市と避難支援者や民生児童委員、自主防災組織などが情報を共有し、自力で避難が困難な人の把握や情報伝達、避難支援などが各地域で円滑にできるようになります。

要援護者に該当し、同台帳へ登録を希望する人は、市が配布している「個別支援計画」に必要事項を記入して保健福祉企画課へ提出してください。

なお、同台帳に登録した情報を地域と共有することなど、個人情報の取り扱いについて同意していただく必要があります。

この取り組みは、同台帳への登録により、避難支援者に必ず助けてもらえることを約束するものではなく、避難支援者に支援を強要するものでもありません。しかし、要援護者の避難を地域全体で支援することの意義をご理解いただき、ご協力をお願いします。不明な点は、保健福祉企画課まで。

災害時要援護者支援のイメージ図



▶災害時要援護者に関するお問い合わせは、保健福祉企画課（☎66・1011）へ。